

# 難病患者福祉見舞金について

## 【申請について】 ※申請に必要なものについては、うら面をご確認ください。

### 1 対象となる方(①, ②どちらも該当する方)

- ① 令和元年10月1日現在、石岡市内に住所のある方
- ② 厚生労働省で指定された難病333疾病のいずれかに該当し、指定難病特定医療費受給者証を交付された方または指定の診断書により10月1日以降も指定難病の継続的治療が必要と診断をされた方

2 申請・受付期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)  
(土日祝日および年末年始閉庁日は除きます)

3 難病見舞金 1人につき 年額30,000円

4 支給時期 令和2年1月以降(指定の口座へ振込み)

5 申請場所 石岡市役所 社会福祉課 障がい担当  
八郷総合支所 市民窓口課

## 【注意事項】

- ① **申請期間(令和元年10月1日～令和2年3月31日)を過ぎてからの受付はできません。**
- ② 申請日にお持ちの**指定難病特定医療費受給者証の有効期限が切れている場合には受給者証での申請・受付ができません。**更新後、申請受付期間内に新しい受給者証で申請してください。
- ③ 石岡市指定の見舞金申請用の診断書で申請・受付ができるのは、**受給者証が該当しなくなった場合や申請・受付期間内に新しい受給者証が届かない場合**で、「難病333疾病」に該当し、かつ「**継続して治療が必要**」と診断された場合です。
- ④ 石岡市指定の見舞金申請用の診断書は、ホームページまたは申請場所にあります。
- ⑤ **申請時に請求書を記入いただきますので、必ず申請に必要なものをお持ちください。**
- ⑥ 確認が必要な時や書類に不備がある時など、ご連絡をする場合があります。必ず、確認の取れる連絡先を記入してください。

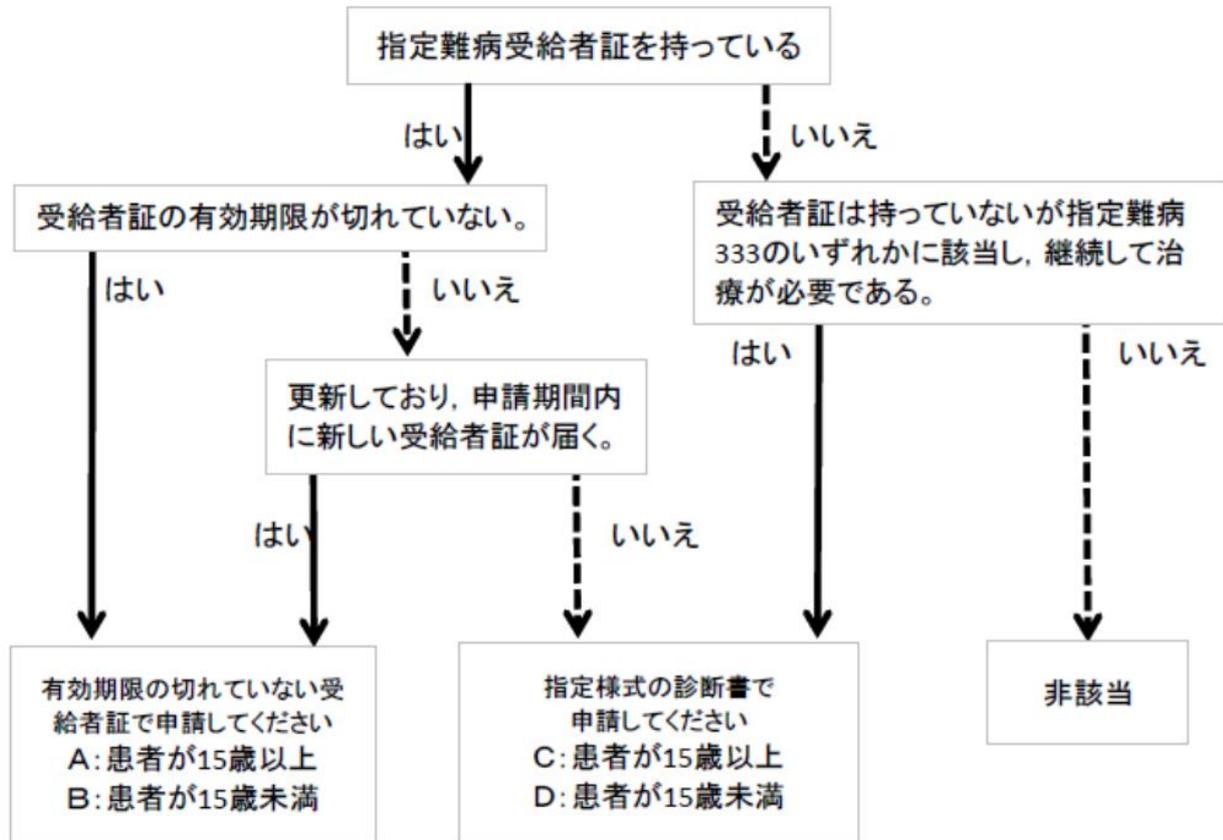
## 【お問い合わせ先】

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

☎0299-23-1111(代表) ☎0299-23-5569(社会福祉課直通)

FAX 0299-27-5835

## 難病福祉見舞金の申請に必要なもの



難病福祉見舞金申請に必要なもの		A	B	C	D
①	申請書(同封したもの)	○	○	○	○
②	はんこ(認め印)	○	○	○	○
③	本人名義通帳 ※患者が15歳以上の場合	○	—	○	—
④	保護者名義通帳 ※患者が15歳未満の場合	—	○	—	○
⑤	指定難病特定医療費受給者証 ※有効期間 R1.10.1以降のもの	○	○	—	—
⑥	石岡市難病見舞金用診断書 ※石岡市指定様式	—	—	○	○